

検 証 声 明 書

NS ユナイテッド海運株式会社 本社及び連結事業場

一般財団法人日本海事協会(以下「当会」という)は、NS ユナイテッド海運株式会社(本社所在地：東京都千代田区大手町二丁目3番2号 大手町プレイスイーストタワー5階、以下「申請者」という)からの申請に基づき、2025年度(2025年1月1日～2025年12月31日)の直接的排出量、エネルギー起源の間接的排出量及びその他バリューチェーンからの間接的排出量を対象とした「算定報告書」の検証業務を行った。

対象事業場：申請者の本社、国内・海外の連結事業場・事務所、及び申請者及びその連結事業場が運航する全ての外航船及び内航船(但し、貸し船は除く)

組織境界：GHG 排出量算定の組織境界は「支配力基準」(Control Approach)とし、「財務支配方式」(Financial Control)を適用している。

適用規格：

1. JIS Q 14064-1:2023 年版 (ISO14064-1:2018 年版)
2. JIS Q 14064-3:2023 年版 (ISO14064-3 : 2019 年版)

注：2025年4月1日に改訂された申請者の「温室効果ガス排出量算定マニュアル(改訂5)」は、以下の文書に記載されている定量化方法を適用している。(準拠した排出量定量化方法)

- (1) IMO MARPOL 条約 付属書 VI (MARPOL 条約付属書 VI 2021 年改正)
- (2) 環境省「SHIFT 事業モニタリング報告ガイドライン」Ver.4.1
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)及びその付属書
- (4) GHG プロトコル 企業のバリューチェーン(スコープ3) 算定と報告の基準

保証水準と重要性：

合理的保証 (ISO カテゴリー1,2 又は GHG プロトコル スコープ 1,2) 重要性の閾値は全体排出量の 5.0%

限定的保証 (ISO カテゴリー3,4,5,6, 又は GHG プロトコル スコープ 3) 重要性の閾値は検証員の専門的判断による

検証手続：

当会の検証は、JIS Q 14064-1:2023 (ISO14064-1:2018) の規定を参照して算定され、報告書に記載された GHG データについて、合理的保証を提供するために、JIS Q 14064-3:2023 (ISO14064-3 : 2019) に従って実施された。上述の「準拠した排出量定量化方法」は、JIS Q 14064-1 (ISO14064-1) が要求する「定量化の方法」として選択されたもので、モニタリング方法や算定に係る部分のみが適用されている。

結論を得るため、当該検証業務はサンプリング手法を用いて、次の事項を含んで実施された。

- 申請者の本社 (NS ユナイテッド海運株式会社) におけるサイト審査
- 上記サイトでの排出源の確認、情報管理、GHG 排出量データの集計、情報の管理プロセスのレビューに係わる主な担当者へのインタビュー及び証憑書類との突合
- GHG 排出量報告書に含まれている GHG 排出実績データ・情報について、本社における集計と入手可能な情報源との整合の検証
- 外航船及び内航船の構造(船種毎)及び排出源データのレビュー
- Bunker Delivery Note の QA/QC システム、補油時のダブルチェック体制のレビュー

GHG インベントリ：申請者の GHG 排出量、エネルギー消費量は以下、表 1,2,3 及び 4 の通りである。

表 1: ISO 14064-1 区分：2025 年度の GHG インベントリの要約 (tCO₂e)

検証対象 GHG 排出量(カテゴリー)	tCO ₂ e
直接的な GHG の排出量 (カテゴリー 1)	2,348,862.51
外部から供給されたエネルギーからの間接的な GHG の排出量 (カテゴリー 2)	123.50 ⁽¹⁾
輸送による間接的な GHG の排出量 (カテゴリー 3)	1,218.31
使用した製品からの間接的な GHG の排出量 (カテゴリー 4)	327,555.42
出荷された製品の使用に付随する間接的な GHG の排出量 (カテゴリー 5)	0
その他の排出源からの間接的な GHG 排出量 (カテゴリー 6)	0
合計 GHG 排出量(カテゴリー 2 はマーケット基準による)	2,677,759.74

* (1): 本社の電力は再生可能エネルギーを使用している。

表 2: GHG Protocol 区分 2025 年度の GHG インベントリの要約 (tCO₂e)

検証対象 GHG 排出量(カテゴリー)	tCO ₂ e
直接的な GHG の排出量 (スコープ 1)	2,348,862.51
外部供給のエネルギーからの間接的な GHG の排出量 (スコープ 2)	123.50
その他の間接的な GHG の排出量 (スコープ 3)	328,773.73
カテゴリー 1. 購入した製品・サービス	5,596.56
カテゴリー 2. 資本財	1,425.10
カテゴリー 3. スコープ 1,2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	320,389.20
カテゴリー 5. 事業から出る廃棄物	144.57
カテゴリー 6. 出張	1,030.02
カテゴリー 7. 雇用者の通勤	188.29
合計 GHG 排出量(スコープ 2 はマーケット基準による)	2,677,759.74

* (1): 本社の電力は再生可能エネルギーを使用している。

表 3：船舶用バイオ燃料からの GHG 排出量 (tCO₂e)

検証対象 バイオ燃料からの GHG 排出量	tCO ₂ e
船舶におけるバイオ燃料使用の合計 (Well-to-Wake)	234.73

表 4：検証対象 エネルギー消費量 (熱量 GJ)

検証対象 エネルギー消費量	熱量(GJ)
化石燃料	30,105,157.38
バイオ燃料	20,712.04
電力	1,328.43
蒸気	493.77
冷水	1,084.55
合計エネルギー消費量	30,128,776.17

GHG データの管理責任：

申請者は算定報告書の作成と開示されたデータ及び情報管理の効果的な内部統制の維持に対して責任を有する。また、当会の責任は、申請者との契約に従い、算定報告書に対する検証業務を実施することである。算定報告書は、最終的に申請者に承認され、引き続き申請者の責任の下にある。

検証意見：

上記の検証手続により、当会は意見表明の為の合理的な基礎を得たと判断しており、上表に要約された算定報告書の直接的排出量、エネルギー起源の間接的排出量及びその他バリューチェーンからの間接的排出量は、上記適用規格を参照して作成されており、ISO カテゴリー1（GHG プロトコルスコープ 1）、ISO カテゴリー2（GHG プロトコルスコープ 2）については全ての重要な点に関して適正であると認める。また、ISO カテゴリー3,4,5,6（GHG プロトコルスコープ 3）については、算定手法及び結果において重要性の観点から誤りであるとの事実は検出されなかった。なお、当会と申請者の間において利害相反は無い。

2026 年 5 月 25 日

一般財団法人 日本海事協会
認証本部長

柴戸 博

柴戸 博



一般財団法人 日本海事協会
環境部 GHG 主任検証員

難波 城行

難波 城行

*この検証声明書は、「算定報告書」と共に公表される場合のみ有効です。

*この検証声明書は、申請者の算定システム全般を審査対象としておりますが、算定システムの適切性を保証するものではありません。